

# 今月の税務トピックス

## (預貯金債権の仮払い制度等の創設)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



### はじめに

平成28年判例（最高裁大法廷平成28年12月19日判決・民集70巻8号2121頁）では、相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権（以下「預貯金債権」といいます。）は遺産分割の対象に含まれることとされ、共同相続人による単独での払戻しができないこととされてきました。これにより、生活費や葬式費用の支払い及び相続債務の弁済などの資金需要がある場合でも、遺産分割が終了するまでの間は、被相続人の預貯金債権の払戻しができませんでした。

そこで、本稿では、この問題点を解決するために創設された「家庭裁判所の判断を経ないで預貯金の払戻しを認める制度（いわゆる預貯金債権の仮払い制度）」の概要とその実務上の留意点について解説することとします。

### I 制度の概要

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の3分の1に「法定相続分（民法900）及び代襲相続分（民法901）」の規定により算定したその共同相続人の相続分を乗じた額（標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者（同一の金融機関）ごとに150万円が限度とされます。）については、単独でその権利を行使することができることとされます。

この場合において、その権利の行使をした預貯金債権については、その共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなされます（新民法909の2、平成30年11月21日改正民規29）。

#### 〔算式〕

$$\boxed{\text{相続開始時の預貯金債権の額}} \times \frac{1}{3} \times \boxed{\text{共同相続人の相続分の割合}} = \boxed{\text{単独で払戻しができる預貯金債権の額 (注)}}$$

(注) 「預貯金債権の額」は、口座ごと（定期預金の場合は明細ごと）とされます。  
ただし、同一の金融機関（同一の金融機関の複数の支店に預貯金債権の額がある場合はその全支店）からの払戻しは150万円が上限とされます。

### II 預貯金債権の仮払いが可能な金額の計算例

#### 《設例》

次の前提において、預貯金債権の仮払い制度を適用した場合における配偶者が各金融機関から単独で払戻しができる預貯金債権の額は、いくらになるのか教えて下さい。

- 1 相続人2人（妻・長男）で法定相続分に応じて遺産分割協議（予定）

### 2 預貯金債権の額

- ① A銀行（普通預金720万円）
- ② B銀行（普通預金600万円、定期預金1,200万円）

#### 《計算》

- 1 A銀行 相続分の割合  
普通預金 720万円  $\times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = 120$ 万円  
< 150万円(上限額)  
∴ 120万円
- 2 B銀行 相続分の割合
  - ① 普通預金 600万円  $\times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = 100$ 万円
  - ② 定期預金 1,200万円  $\times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = 200$ 万円
  - ③ ①+②=300万円  $\geq 150$ 万円(上限額)  
∴ 150万円

#### 《実務上の留意点》

同一の金融機関（同一の金融機関の複数の支店に預貯金債権の額がある場合はその全支店）からの払戻しは150万円が上限とされます。そこで、B銀行からの払戻しは、普通預金口座からは最大100万円の払戻しを、定期預金口座からは最大150万円の払戻しをすることが可能とされます。

なお、どの口座からいくら払戻しを受けるかは、その請求をする相続人の判断に委ねられますので、普通預金から100万円、定期預金から50万円の払戻しを求めることは可能とされますが、普通預金のみから150万円の払戻しを求めることはできませんので留意して下さい。

また、定期預金は満期が到来していることが払戻しの前提とされています。

### III 適用関係

前述したIの改正は、令和元年7月1日以前に開始した相続に関し、令和元年7月1日以後に預貯金債権を行使される場合に適用されます（平成30年7月13日改正民法附則5①、平成30年11月改正民令附則316）。

#### おわりに

預貯金債権の仮払い制度を活用する際には、原則として、本人確認書類（例：法定相続情報証明制度を利用すれば登記所から交付される「法定相続情報一覧図の写し」）、預貯金の払戻しを希望する者の実印及び印鑑証明書が必要とされます。

「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。